

神葬祭の動き

川 辺 を 歩 く

10月第2日曜日の秋季大祭・神輿御神幸で御浜下りを行っていた川辺・十二所神社で古い文書が見つかったと連絡があり、拝見できました。

同神社の由緒は、奈良時代の765年に京都賀茂神社から派遣された香山氏が代々神主を務め、鎌倉時代の1

248年に熊野十二所大明神が合祀されたと伝われます。

10点余りの古文書のうち数点が神官・香山氏が神主として奉仕するために1691(元

禄4)年以降与えられた「神道裁許状」です。

文書の中で注目したのは明治維新になり、栢田村の神

主・香山氏らに「神葬祭の動き」が見られたことです。1868(明治元)年12月、香山氏ら神官3人は現在の千葉県庁にあたる「知縣事役所」宛てに「妻子、家族とも神葬祭とする」内容の願書を提出しました。

こうした動きは江戸時代中期にもあったようで、当時神道界に影響のあった京都・吉田家から香山氏宛ての1793(寛政5)年12月の文書「神道葬祭略次第」が伝わっています。

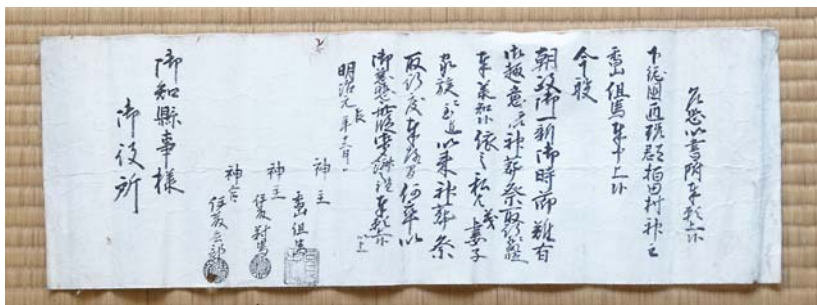
しかし明治維新以降、同神社の氏子の間に「神葬祭」が広まることはなく、葬儀は仏式のままであったようです。

同神社の所在地は川辺村ですが、江戸時代の神道裁許状には「匠瑳郡南条莊飯倉郷堀川村十二所権現」と書かれています。930年代成立とされる「和名抄」の古代匠瑳郡18郷に「飯倉郷」は見られず、その後でできた郷名でしょう。鎌倉時代末期ごろまで市域南部が熊野三山神社(現在の和歌山県)の荘園だったことに由来するのでしょうか。

ここに記載された「堀川村」は江戸時代の川辺、蕪里、堀川小屋、栢田の4カ村とされ、明治時代の「一村一社制度」などを経た現在でも川辺、堀川、栢田集落の400人余りが氏子とされます。今年の「神輿御神幸」は神社境内で行われるそうで、時代に対応した伝統行事の継承がなされるそうです。

(市文化財審議会委員・依知川雅一)

▽ 秘書課広報広聴班 ☎ 73・0080



神葬祭願いの文書